

マイナンバーカード 申請・受取休日窓口

8月23日(日)8時30分～12時

マイナンバーカードを交付申請される方の証明写真撮影や書類作成をお手伝い！また、申請手続きをされ、受取案内ハガキ(※)を受け取られた方のためのカード受取窓口も併せて開設します。

マイナンバーカードがあると、休日でもコンビニ等で住民票の写しや所得証明書が窓口よりも50円安く取得できますよ！

窓口開設場所

市民協働部市民課

持ち物

カードの交付申請

①本人であることが確認できる書類

※有効期間内のものに限りします。

㊦ 1点、または㊦ 2点のいずれか

㊦ 公的機関が発行した顔写真付のもの

例 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

㊦ 公的機関が発行した顔写真無のもの

例 健康保険証、介護保険証、年金手帳など

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご持参ください。

② マイナンバー通知カード

※マイナンバーが記載された紙製のもの

※㊦の書類がない場合は、必ず通知カードが必要です。

③ 印鑑(スタンプ印不可)

カードの受取り

上記の①、②(お持ちの方のみ)、③と受取案内のハガキ(※)が必要です。

(※)個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書

☎ 市民協働部市民課(庁舎1階)

担当: 澤田 哲 ☎ 43-0390

令和2年国勢調査にご協力をお願いします

5年に1度の国勢調査。令和2年10月1日を基準日として実施します。調査結果は、子育て支援や年金制度などの少子高齢化社会に対応した政策や防災計画の策定など、様々な分野における基礎資料として活用されます。国勢調査は、日本の未来のための大切な調査です。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

※国勢調査はお住まいの場所で回答してください

本籍や住民登録地、国籍に関係なく、令和2年10月1日時点で、市内在住の方は、市内での回答にご協力をお願いします。

調査項目

◆世帯員に関する事項

氏名、男女の別、出生の年月、就業状態などの15項目

◆世帯に関する事項

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方の4項目

調査の方法

今回の調査では、調査員が各家庭を訪問し、インターホン越しに調査内容を説明したうえで、調査書類をポストに投函するなどし、配布します。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、原則対面しない方法で配布します。

※調査員は、9月14日(月)から順次各家庭を訪問します。

※調査への回答方法は、インターネット回答、または調査票の郵送のいずれかの方法を選んでいただけます。

24時間いつでも回答できるインターネット回答が便利です

スマートフォンやパソコンを利用したインターネット回答は、「回答を取りに来られるから、家にいないといけない」、「郵送のために、郵便ポストに立ち寄らなければいけない」などの、回答時の手間が省けるほか、回答内容の不備を防止することにもつながります。

インターネット回答の詳細は、9月14日(月)以降に調査員がほかの調査書類と併せてお届けします。国勢調査への回答は、ぜひインターネット回答をご利用ください。

☎ まちづくり政策部企画政策課(庁舎4階)

担当: 横山 寛之 ☎ 43-0389

高齢運転者事故防止対策補助金



県により、アクセルとブレーキの踏み間違い事故防止のための安全装置(以下、安全装置といいます。)の設置に対する補助制度が実施されています。

補助の対象となる安全装置 次の㊦、㊦のいずれかに該当するもの(新車購入時のオプション、またはお持ちの車両に後付けする場合に限りします。)

㊦ **急発進抑制タイプ** アクセルを急激に踏み込んだ場合にセンサーが異常を検知し、急加速を抑制するものです。
※車内操作で一時的に機能を停止できるものに限りします。

㊦ **障害物感知タイプ** 一定範囲内の障害物をセンサー等が検知した場合、アクセルの急激な踏み込みに対して加速や発進を抑制するものをいいます。

補助対象者 次の①～⑥の全てを満たす方

① 県内に在住していること

② 令和3年3月31日時点で75歳以上であること

③ 自動車(自動二輪を除きます。)を運転できる有効期限内の運転免許証を保有すること

④ 暴力団等、反社会勢力に属していないこと

⑤ 令和2年4月1日以降に補助の対象となる安全装置を設置したこと

⑥ 国の「安全運転サポート車普及促進事業補助金」による補助を受けていないこと

補助金額 最大22,000円 **申請締切** 令和3年3月31日(水)

※申請書類は、県ホームページで入手いただけます。

※申請方法については、お問い合わせください。

☎ 兵庫県企画県民部県民生活局交通安全室交通安全対策班 ☎ 078-362-9072 FAX 078-362-4465

福祉総務課からのお知らせ

児童扶養手当受給者

「現況届」の提出が必要です。

※お手元に「一部支給停止適用除外届(緑色の用紙)」が届いている方は、現況届と併せて、提出してください。届出がない場合や遅れた場合は、支給額が減額となります。

特別児童扶養手当受給者

「所得状況届」の提出が必要です。

☐ それぞれの提出に関する案内は、7月末に郵送しています。

☐ 提出が遅れると手当の支給を停止します。

☐ 未提出のまま、提出期限から2年が経過すると、受給資格を失います。

特別児童扶養手当 8月期振込のお知らせ

特別児童扶養手当は、8月11日(火)に支給します。

指定口座に振り込みますので、入金の確認をお願いします。

☎ 健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) 担当: 藤井智華子 ☎ 43-0408

